

Q1 介護サービス事業とは どんな業種？ どんな種類があるの？



A 介護サービス事業は、介護保険法に基づく介護保険事業者と、介護保険外のサービスを提供する介護保険外事業者に分けられます。介護報酬を収益の軸とする介護保険事業者が主です。

介護保険法による介護保険は、平成12年（2000年）より始まった社会保険です。保険者は市町村です。被保険者は65歳以上の第1号被保険者と40歳以上の医療保険加入者の第2号被保険者に分かれます。

被保険者が加齢に伴う疾病などにより入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練、看護などが必要になったときに、介護保険から様々な給付が行われます。

内容ごとに細かく分けられる

介護保険のサービスは、内容ご

とに細かく種別されます（図表）。要介護の人が利用できる介護サービスには、大きく分けて「居宅サービス」「施設サービス」「地域密着型サービス」があります。居宅サービスとは、利用者が自

宅に暮らしながら受けられるサービスです。ヘルパーなどが自宅に訪問する「訪問サービス」や利用者が施設に通う「通所サービス」、利用者が短期間施設に宿泊する「短期入所サービス」などがあります。施設サービスとは、利用者が施設に入所するサービスです。地域密着型サービスとは、利用者が住み慣れた地域で生活できるように、市町村住民を対象に提供す

●介護保険のサービスの種類

	介護給付 (要介護の人が対象)	予防給付 (要支援の人が対象)
都道府県・政令市・中核市が指定・監督するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅（在宅）サービス ・訪問サービス5種類 ・通所サービス2種類 ・短期入所サービス2種類 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ●施設サービス3種類 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防サービス ・訪問サービス4種類 ・通所サービス1種類 ・短期入所サービス2種類 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売
市町村が指定・監督するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●地域密着型サービス9種類 ●居宅介護支援（ケアプラン作成） 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域密着型介護予防サービス3種類 ●介護予防居宅介護支援（ケアプラン作成）
その他	●住宅改修	●住宅改修
市町村が実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域支援事業（要介護・要支援に非該当の人も対象） ・介護予防・生活支援サービス事業4種類 ※ 要支援の人の訪問介護・通所介護を含む ・一般介護予防事業5種類 など 	

POINT 居宅サービス、施設サービスなどがある

一方、要支援の人が利用できる介護サービスには、「介護予防サービス」として訪問サービスや通所サービスなどがあります。介護保険事業者は、事業所ごとに、介護サービスの実施に必要な資格者の人員数や施設の面積数などの要件を満たしたうえで、都道府県または市町村の指定を受けて営業しています。

なお、市町村の地域支援事業は、高齢者の介護予防や地域での自立した日常生活を支援します。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなり、市民ボランティアやNPOとも連携しています。

Q2 介護サービス事業では どのように 利用者が集まるの？



A 介護サービス事業の集客は介護サービスの利用の流れ（図表）を見ると理解しやすいでしょう。

介護サービスを利用するには、基本的には要介護や要支援の認定が必要です。認定申請の相談は、市町村役場の介護保険担当窓口や市町村の各地域に設置されている地域包括支援センターが受け付けます。

申請をすると、市町村の職員などが自宅を訪問し心身の状態を聞き取り調査（認定調査）します。また、主治医が心身の状態の意見書を作成します。認定調査と主治医の意見書の一部をもとにコンピュータで一次判定を行います。一次判定の結果や主治医の意見書などをもとに二次判定を行います。二次判定の結果、要介護1～5や要支援1～2に該当したときに、介

護サービスが利用できるようなのです。

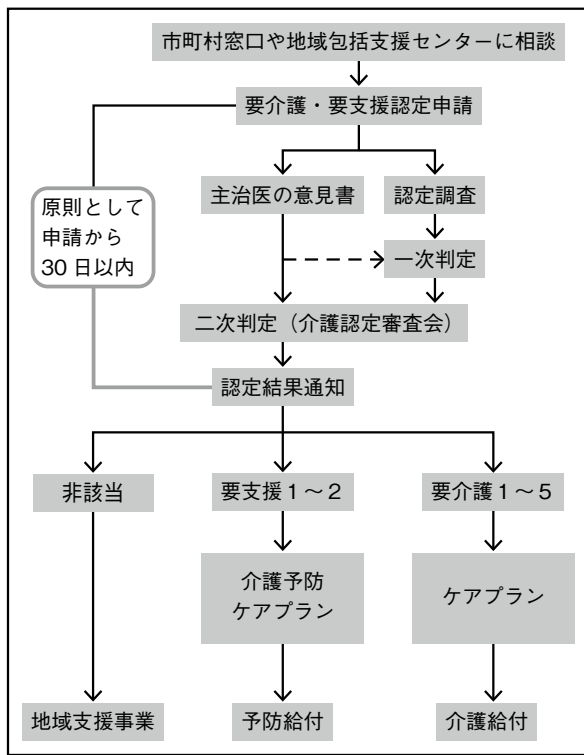
要介護・要支援の認定が決定した後、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）や地域包括支援センターなどと契約し、介護の全体計画となるケアプランを作成します。このケアプランに基づき、必

要な介護サービスを提供する介護サービス事業者を選択し個別契約を結んだうえで利用を始めます。ケアマネジャーなどがキーマンになりやすい

介護サービス事業者の選択は、利用者の意思が尊重されますが、現実的には高齢の利用者自身が具体的な事業者を選別するのは困難なものです。

利用者個人が、特定の事業者を指名するケースは少ないことか

●介護サービスを利用する流れの概要



POINT 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに営業活動を行う

また、市町村の介護保険担当者や地元住民に自社を知ってもらうために、市町村が主催する研修や会議に積極的に参加したり、介護者の交流会や公開講座を自主開催したりする地域支援活動を実施しています。